

小中学校等の耐震化の状況について（内容現在：平成23年3月31日）

玉村町教育委員会では、学校施設は児童生徒等にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど、その安全性の確保は極めて重要であるという考えのもと耐震化を進めてきました。

平成22年度に上陽小学校校舎及び体育館耐震補強工事が完成したことにより、町内におけるすべての小中学校の校舎及び体育館について、耐震化が完了しました。

なお、町立の幼稚園、小学校及び中学校は、すべての建築物について耐震診断が行われていますので、その結果を公表します。

小中学校等の耐震化の状況（学校別一覧）

平成23年 3月31日現在

学校名	棟用途	棟番号	建築年月	構造	階数	面積 (㎡)	区分	耐震診断		耐力度調査		工事内容	補強工事完成年度				
								年度	Is値	年度	点数		19	20	21	22	23
玉村幼稚園	校舎棟	1	元. 3	S	1	741	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	校舎棟	3	5. 12	S	1	251	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南幼稚園	校舎棟	1	8. 3	S	1	970	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玉村小学校	普通教室棟	24-1	49. 3	R	2	1,409	旧基準	H11	0.73			改修済					
	普通教室棟	25	50. 3	R	1	960	旧基準	H11	1.18			改修済					
	管理棟	26	50. 5	R	2	2,069	旧基準	H11	0.72			改修済					
	理科室	27	50. 5	R	1	252	旧基準	H11	1.55			改修済					
	普通教室棟	37	2. 11	S	1	459	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋内運動場	30	53. 2	S	2	1,064	旧基準	H20	0.28			補強	工事→	平成21年11月 補強工事完了			
上陽小学校	管理棟	1	53. 3	R	1	450	旧基準	H20	1.04								
	普通教室棟	2	53. 3	R	3	2,430	旧基準	H20	0.59			補強			工事→	平成23年3月 補強工事完了	
	特別教室棟	3	54. 8	R	3	1,236	旧基準	H20	0.59			補強			工事→	平成23年3月 補強工事完了	
	渡り廊下	5	54. 8	R	3	112	旧基準	H20	1.07								
	屋内運動場	7	55. 1	S	2	899	旧基準	H20	0.37			補強			工事→	平成23年3月 補強工事完了	
芝根小学校	校舎棟	14	2. 3	R	3	3,467	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	校舎棟(増築)	21	7. 2	R	3	1,059	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋内運動場	18	3. 2	S	1	777	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央小学校	校舎棟	1	58. 3	R	3	3,631	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	校舎棟(増築)	6	4. 3	R	3	942	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	校舎棟(増築)	7	12. 3	S	3	334	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋内運動場	4	58. 12	S	1	761	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南小学校	校舎棟	1-1	6. 3	R	3	4,180	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	校舎棟(増築)	1-2	7. 11	R	3	285	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋内運動場	4	7. 2	S	1	863	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玉村中学校	普通教室棟	1-1	44. 3	R	3	1,619	旧基準	H13	0.37	H15	4,856	改築	工事	工事	平成20年11月 新校舎完成		
	普通教室棟	1-2	44. 5	R	3	784	旧基準	H13	0.37	H15	4,856	改築	工事	工事			
	特別教室棟	2	44. 12	R	3	2,217	旧基準	H13	0.25	H15	4,217	改築	工事	工事			
	渡り廊下	3	44. 12	R	2	361	旧基準	H13	0.50			改築	工事	工事			
	屋内運動場	5	45. 12	S	1	1,259	旧基準			H19	3,361	改築		工事→	平成22年3月 新体育館完成		
南中学校	校舎棟	1	62. 3	R	3	5,973	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	校舎棟(増築)	5	5. 12	R	3	572	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋内運動場	2	62. 12	S	1	1,362	新基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<用語の定義>

- 「構造」欄に「R」とあるのは鉄筋コンクリート造を、「S」とあるのは鉄骨造をいいます。
- 「区分」欄に「旧基準」とあるのは新耐震基準施行(昭和56年)以前に建築されたものを、「新基準」とあるのは新耐震基準施行後に建築されたものをいいます。新耐震基準の建物は震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっています。昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されています。
- 「耐震診断」は、新耐震基準施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものです。診断の結果はIs値等の数値で示され、構造耐震指標(Is値)が0.6未満の場合は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」(平成18年国土交通省告示第184号)とされています。
- 「Is値」(構造耐震指標)とは耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is値0.6以上で耐震性能を満たすとされていますが、文部科学省は学校では0.7以上に補強するよう求めています。Is値0.3未満は大規模な地震(一般的に震度6強程度)により倒壊の危険性が高い建物とされています。
- 「耐力度調査」は、老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものです。耐力度調査による耐力度点数は建物の危険な状態の度合いを示し4,500点以下(平成19年度までは5,000点以下)は文部科学省の改築の要件となっています。